

Tri-S クラウドカメラ【IOPT CAM】 利用規約

株式会社カンマコーポレーション（以下、「当社」という）は、当社が提供するクラウドカメラサービス「Tri-S クラウドカメラ【IOPT CAM】」（以下、「本サービス」という）を利用者（以下「利用者」という。）が利用する上で、「当社」と「利用者」の権利と義務、責任事項、その他必要な事項について、以下のとおり Tri-S クラウドカメラ利用規約（以下、「本規約」という）を定めます。

第1章 総則

第1条（適用）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、本規約に規定する事項に加え、株式会社オプテージの「IOPT CAM サービス規約」（以下、「IOPT CAM サービス規約」という）に規定する事項が適用されることに同意するものとします。本規約および IOP TCAM サービス規約（以下、総称して「本規約等」という）をお読み頂き、これらに同意した上で、本サービスをご利用頂くものとします。本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用者および当社は信義誠実を旨とし、両者協議のうえ解決するものとします。

第2条（規約の範囲および変更）

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、当社および利用者に適用します。
2. 当社が別途規定する個別規定および当社が随時、利用者に対し通知する追加規定は本規約の一部を構成します。本規約と個別規定および追加規定が異なる場合には、個別規定および追加規定が優先するものとします。
3. 当社は、本規約を利用者の承諾を得ることなく変更できるものとします。この場合の提供条件は変更後の規約によります。

第3条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、以下の通りです。

- (1) 「本サービス」とは、「当社」が「利用者」に日本国内において提供するクラウドカメラサービスのことであり、株式会社オプテージが提供する IOPT CAM サービスおよび関連の諸般サービスをいいます。
- (2) 「利用者」とは、本規約により「当社」と利用契約を締結し、「当社」から「本サービス」の利用資格を付与された者をいいます。
- (3) 「クラウドカメラ」とは、インターネット回線を通じて、カメラが録画した映像をクラウド基盤で持続的に確認、保存等できるようにするカメラのことをいいます。

- (4) 「端末機器」とは、本サービスを利用するのに必要な PC やスマートフォン等の端末のことをいいます。
- (5) 「ID等」とは、当社が本サービスの利用のために利用者に貸与する ID、パスワード、その他本サービスを利用するために当社が利用者に対して付与する記号および番号をいいます。
- (6) 「個人情報」とは、利用者個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、または個人識別符号が含まれるものを含む利用者個人に関する全ての情報のことをいいます。

第4条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、利用者が当社に登録したメールアドレス宛の電子メール、書面の郵送または当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点または電子メールおよび書面等が当社より発信等された時点より効力を生じるものとします。
3. 利用者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお電子メールの閲覧とは、利用者がそのサーバーに配置された電子メールを画面上に表示し内容を熟読して確認することをいいます

第2章 本サービスの提供

第5条（本サービスの提供範囲）

当社は、本サービスの提供にあたり、株式会社オプテージのIOP TCAM サービス規約、個人情報取り扱い方針及び位置情報サービス利用規約（以下、「利用規約・約款」という）および本規約に基づき提供が行われるものとします。

第6条（提供地域）

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

第7条（本サービスの変更等）

1. 利用規約・約款の定める条件に従い、本サービスの全部または一部の内容を変更および終了する場合があります。その際、当社は事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等をできるものとします。
2. 本サービスの変更・終了の理由が当社に起因するものでない限り、本サービスの変更・終了によって生じた利用者の損害について当社にご負担いたしません。

3. 利用規約・約款と本規約との間に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されます。

第3章 契約

第8条（申込みの方法）

1. 本サービスの利用希望者（以下、「利用希望者」といいます）は、本規約および利用規約・約款に同意の上で、当社が別途指定する手続きに従って本サービスの利用を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合には、書面をもって利用者に通知します。当該書面の発行をもって本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます）が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約は効力を有し、利用希望者は本サービスの提供を受けることができるものとし、ただし初回設置時の施工にあたり、別途当社が作成する施工ガイドラインに沿って、事前準備を頂く必要があります。施工ガイドラインに沿った準備が行えない場合、またはその他事由により、本契約後でも、施工及びサービス開始が出来ない場合があります。あらかじめ同意の上、申込みを行うものとし、

2. 前項に定める申込みについて、利用希望者が以下の各号のいずれかに該当することを当社が確認した場合、当社はその申込みを承諾しない場合があります、利用希望者はあらかじめこれを了承するものとし、

- (1) 利用希望者がすでに利用者になっている場合
- (2) 利用希望者が日本国外に居住する場合
- (3) 利用希望者が過去に規約違反などにより、第23条に規定する解約が行われた経歴がある場合
- (4) 利用希望者の指定した金融機関などの口座による利用停止処分などを含むその他の事由により、利用料金の決済手段として利用できないことが判明した場合。
- (5) 利用希望者が20歳未満の場合であり、親権者の同意を得ていない場合
- (6) 利用希望者が、本サービスの利用資格を有していない場合
- (7) 利用希望者が本規約および利用規約・約款に違反し、またはそのおそれがある場合
- (8) 利用希望者の申込内容に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあった場合
- (9) 利用希望者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、利用申込みの際にそれぞれ、成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない場合
- (10) その他、業務上または技術上の理由で支障をきたすと当社が判断した場合
- (11) 前各号に定めるほか、当社が利用申込みを承諾することが適当でないと判断した場合

第9条（視聴端末）

視聴端末は利用者で準備をいただく必要があります。視聴するために必要な環境については、当社が別途指定する環境とし、当社が指定する環境以外では、正常にご視聴・ご

利用いただけない場合があります。

第10条（初回設置時の施工）

1. 施工にあたり、別途当社が作成する施工ガイドラインに沿って、事前準備を頂きます。施工ガイドラインに沿った準備が行えない場合、またはその他事由により、申込書をご提出いただいた後でも、施工及びサービス開始が出来ない場合があります。あらかじめ同意の上、申込を行うものとします。
2. 次の各号に定める条件での施工は対応致しかねます。あらかじめご了承ください。
 - (1) 機器及び付属品の塗装
 - (2) ポールの準備、ポールまでの入線管路の構築。ただしポールへの取付・穴開けなどの施工については別途お見積りの上、ご対応致します。
 - (3) インターネット回線の調達行為（申し込み・施工その他）
 - (4) その他、当社が施工対応不可と判断した条件

第11条（届出事項の変更等）

1. 利用者は、当社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス、お支払口座情報等）に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったことにより、利用者が当社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべきときに当該通知が到達したものとみなします。

第12条（権利義務譲渡の禁止）

利用者は、本契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第13条（利用者の地位の承継）

1. 法人の合併または分割により利用者の権利義務の承継が発生した場合、利用者の地位も承継されるものとし、承継法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 利用者が死亡した場合、本契約は終了または承継されるものとし、相続人はそのいずれかを選択することができるものとします。ただし、当該利用者の相続人からの第22条（利用者による解約）に従った解約の通知または次項に定める通知がない限り、当社は相続人に対しサービス料金等（第21条第1項において定義されます）を請求できるものとします。
3. 前項の場合に、相続人が利用者の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類（発行から3か月以内の戸籍謄本・改製原戸籍・印鑑証明書・

住民票等)を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

4. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。その際には当社指定の法定相続人を証明する書類(委任状・相続関係説明図・発行から3か月以内の戸籍謄本・改製原戸籍・印鑑証明書・住民票等)が必要となります。代表者を変更したときも同様とします。
5. 当社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

第14条(契約期間)

1. 本サービスは、各プランに最低契約期間が設けてあり、最低契約期間はIOPT CAMサービス(Tri-S クラウドカメラ【IOPT CAM】)申込書別紙※3に定める通りとします。契約満了月の3か月前までに利用者からの解約の申出が無い場合は、さらに1年間契約期間を延長するものとし、以降も同様とします。
2. 本サービスの最低契約期間内に解約の申し出あった場合、利用者は当社が定める期日までに当社がIOPT CAMサービス(Tri-S クラウドカメラ【IOPT CAM】)申込書別紙※2に定める額を一括して支払うものとします。

第15条(プラン変更について)

1. 利用者は、契約中のプランを変更しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。
2. 当社は、前項において、当月15日(土日祝日および当社指定休日の場合は前営業日とします)までにその通知を確認できた場合、翌月をもってプランの変更が適用されるものとし、当月16日以降にその通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌々月にプラン変更がされるものとします。
3. 利用者は、同月内に複数回プラン変更はできないものとします。
4. 録画プランの変更のうち、「常時録画プラン」から「イベント録画プラン」への変更、または「イベント録画プラン」から「常時録画プラン」への変更、または、録画日数を減らすプラン変更を行う場合は、変更前プランの解約、変更後プランの新規契約となり、変更前プランの契約期間の残余期間にお支払いいただく月額利用料の合計額を、解約精算金として、解約希望月の翌月末日までに一括にてお支払いいただくことをもって解約となります。

第16条(ID等の管理)

1. 利用者は、ID等の管理責任を負うものとします。
2. 利用者は、ID等を第三者に開示、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
3. 利用者によるID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は利用

者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとし、また、第三者によるID等の使用により発生した本サービスの利用料金等については、かかる第三者によるID等の使用が当社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、利用者が負担するものとし、

4. 利用者は、ID等の失念があった場合、またはID等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、

第17条（クラウドカメラの所有権移転）

1. 当社は、利用者に対して、クラウドカメラを販売し所有権を移転するものとし、所有権移転時期に関しては、本契約成立後、初回設置時の施工を完工し、完工月の翌月末日までに当社が発行する請求書に基づき初期費用をお支払いいただいた翌日より設置したクラウドカメラの所有権が利用者に移転するものとし、ただし IOPT CAM に関する権利の帰属は IOPT CAM サービス規約第9条に定めている通りとします。
2. 利用者は、初回設置時の施工を完工し、本条で規定するクラウドカメラの所有権移転を受けるまでの期間は、当該クラウドカメラの管理責任を負うものとし、

第18条（機器の保証）

機器のメーカー保証は初回設置時の施工日から1年間とします。この保証に関しては第17条（クラウドカメラの所有権移転）第1項の所有権の移転時期とは関係なく機器に発生するものとし、

第19条（保守・サポート）

1. 保守・サポート業務は、当社または当社が業務を委託する会社（以下、「保守対応会社」という）が行います。当社または保守対応会社は、保守・サポート業務を円滑に行うことを目的に、カメラ映像視聴のほか保守・サポート業務に必要な一切の利用権限を有するものとし、本権限は、保守・サポート業務以外では利用しないことを確約するものとし、
2. 注意事項
 - (1) 電話受付および現地への駆けつけ対応は、当社または保守対応会社の営業時間 9:00~18:00（営業日に限る）となります。
 - (2) 契約開始月は0円での提供となります。
 - (3) 契約開始月の翌月1日よりサービス料金が発生いたします。
 - (4) クラウドカメラのご契約台数分の契約が必要です。
 - (5) メーカーや各種サービス提供事業者などによる正規サポートを代行するものではありません。

- (6) 故障の原因が利用者の責任による場合は、別途料金がかかります。
 - (7) 一部エリア（原子力災害対策本部の設定する帰還困難地区等）は訪問ができない場合があります。天災等、同時多発的に故障が発生した場合や島嶼部や山間部等の一部エリアでは、交通事情により訪問にお時間をいただく場合があります。
3. 前項各号以外の保守・サポート対応については、すべて有料となります。金額は別途当社もしくは保守対応会社の見積で提示するものとします。ただし、現地駆け付け費（出張費）は、前項各号に該当する場合であっても、障害原因の切り分けの結果、本クラウドカメラサービスに起因しないことが原因と認められた場合は、当社または保守対応会社から利用者へ請求を行うものとします。
- その場合の請求額は、一律9,000円（税別）とします。

第20条（利用者からの電気・インターネット回線の提供）

クラウドカメラの作動に必要な電源および電気、インターネット回線は利用者が提供するものとし、その費用は利用者が負担するものとします。

第21条（利用料金、支払および延滞利息）

1. 利用者は、本契約の締結に基づき当社が IOPT CAM サービス（Tri-S クラウドカメラ【IOPT CAM】）申込書別紙にて記載する本サービスの料金（以下、「サービス料金」という）を当社が指定する方法で支払うものとします。支払に要する費用は、利用者が負担するものとします。
2. 当社は、利用者に対して30日以上前に事前の通知を出すことにより、サービス料金を利用規約・約款の定めに従い改定することができるものとします。また、利用者は、自らの責任において、サービス料金の変更通知を確認する義務を有しており、サービス料金の変更された後に、利用者が本契約を継続している場合、変更されたサービス料金に同意したものとみなします。
3. サービス利用料金の請求は、初回設置時の施工を完工した翌月1日から算定され、1か月単位で当社が定める方法に基づきお支払いいただきます。ただしクラウドカメラ設置台数が本契約内において1台および2台の場合においては、月額利用料を年払いでお支払いいただきます。初回のお支払い時にはサービス利用料金および初期費用をお支払いいただきます。
4. ご希望に応じて、「契約期間一括払い」として、契約期間分の利用料を一括でお支払いいただけます。契約期間一括払いをご選択の場合、お支払いは契約開始月翌月末日までに当社が定める方法に基づきお支払いいただくものとし、契約満了月の1か月前までに利用者からの解約の申出が無い場合は、同じプラン及び利用料にて、1か月単位で当社が定める方法に基づき当社が定める期日までにお支払いいただきます。その場合においてもご希望に応じて、「契約期間一括払い」として、契約期間分の利用料を一括でお支払いいただけます。

5. お支払い方法は、契約期間の途中で「月々支払い」から「契約期間残月分一括払い」への変更が可能です。契約期間の途中で「契約期間一括払い」から「月々支払い」への変更は出来ません。
6. 初期費用または月額利用料を、当社が指定する期日までにお支払いを頂けない場合、予告なくサービスの利用停止、または解約を行う場合があります。その場合も、解約精算金は発生するものとします。延滞損害金については、利用規約・約款の定めに従います。
7. 利用者は、サービス料金の支払に関して、本規約に従うものとします。
8. 利用者が前項以外の決済方法を指定する場合には、利用者は当社が、本サービス利用料金などを、回収代行業者を通じて徴収することに同意するものとします。
9. 利用者は、当社が本サービス利用料金などの徴収に必要な情報を回収代行業者に開示することに同意するものとします。
10. 利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について請求書に定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別途定める方法により支払うものとします。

第22条（利用者による解約）

1. 利用者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。
2. 当社は、前項において、当月15日（土日祝日および当社指定休日の場合は前営業日とします）までにその通知を確認できた場合、当月末日をもって解約を行うものとし、当月16日以降にその通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月末日に解約を行うものとします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。
3. 本サービス上に蓄積された録画データは、解約月末日に削除されます。

第23条（当社による解約）

1. 当社は、利用者が、第26条（利用停止）の規定に該当した場合には、何らの催告をせずに直ちに当該契約を解約することがあります。
2. 当社は、利用者について、その財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断される場合、本契約を解約することがあります。
3. 本サービス上に蓄積された録画データは、解約月末日に削除されます。
4. 第1項および第2項の解約をする場合、利用者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物などの回復を要する場合には、利用者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第24条（解約精算金）

利用者は、第22条（利用者による解約）、第23条（当社による解約）または第33条（反社会的勢力の排除）第2項の規定により本契約の解約があったときは、ご利用料金の発生する契約（カメラ1台毎）に対し、解約精算金が発生致します。契約期間内に解約となる場合は、契約期間の残余期間分の月額利用料の合計額を、解約精算金として、解約月翌月末日までに一括にてお支払いいただく事によって解約となります。（支払に要する費用は、利用者が負担するものとします）。ただし、当社指定期日までに当該解約精算金の支払いが遅延した場合は、当社が利用者に対する損害賠償の請求を妨げません。

第25条（提供の中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 第27条（重要通信の確保）の規定により、本サービスの提供を中止するとき
 - (2) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 本サービスの提供を中止する場合において利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。

第26条（利用停止）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用者に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過してもなお、サービス料金等が支払われないとき
 - (2) 虚偽の届出をしたことが判明したとき
 - (3) 第11条（届出事項の変更等）の規定による届出を怠ったことにより、利用者が当社に届け出た住所もしくは居所にいないことが明らかな場合であって、当社がその事実を確認したとき
 - (4) 第28条（禁止事項）の規定その他本規約等の規定に違反したとき
 - (5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
 - (6) 破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (7) 利用者の信用状態等が当社の内部基準に達していない場合
2. 当社は、当社と複数の契約を締結している利用者（住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の利用者と当社が判断した場合を含みます）が、そのいずれかの契約において、前項第1号乃至第7号のいずれかに該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。

3. 本サービスの提供を中止する場合において利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。
4. 利用者は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、当社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。

第27条（重要通信の確保）

1. 当社は、天災、事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条ならびに関係法令に基づき、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信、その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限または中止することがあります。
2. 本サービスの提供を制限または中止する場合において利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。

第4章 禁止事項

第28条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の利用者、第三者もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
- (2) 他の利用者または第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、第三者の迷惑となる行為またはそれらのおそれがある行為
- (3) 前二号の他、他の利用者、第三者もしくは当社に不利益な損害を与える行為、またはそのおそれがある行為
- (4) 本サービスを他の利用者または第三者に転売、再販売する等本サービス自体を営利の目的とする行為
- (5) 本サービスの利用権限、その他本契約上の地位を他人に譲渡、贈与、担保提供等の処分行為
- (6) 第三者になりすまして、本サービスを利用する行為
- (7) 法令に違反する行為、公序良俗に反する、またはそのおそれのある行為
- (8) その他当社が不適切と判断する行為

第5章 損害賠償

第29条（損害賠償）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（クラウドカメラが利用できる状態の場合は除きます）にあることを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その利用者の損害を本項および次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により利用者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、利用者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 利用者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
 - (2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
 - (4) 逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した利用者の損害
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第 30 条（免責事項）

1. 当社は、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明、AI 等の機器類の作動または対応が想定どおりであることを保証するものではありません。
3. 本サービスは、クラウドカメラおよびクラウドサービスの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるクラウドカメラを提供するメーカーを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
4. 当社は、オペレーターの説明に基づいて利用者が実施した作業、および実施内容について保証するものではありません。
5. 当社は、オペレーターの説明に基づいて利用者が実施した作業、オペレーターが遠隔で実施した作業および訪問修理オプションの実施に伴い生じる利用者の損害について、責任を負いません。
6. 利用者が本サービスの利用により第三者（他の利用者を含みます）に対し損害を与えた場合、利用者は、自己の責任でこれを解決するものとします。

7. 当社は、本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限ならびに本サービス提供の終了に伴い生じる利用者の損害について、責任を負いません。
8. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、当社は責任を負いません（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます）。
9. サポートに関して、企業名、集合住宅名、住所、連絡先電話番号等で利用者であることを特定した後、各装置に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、利用者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
10. 本サービスは、利用者が準備するインターネット回線品質およびクラウドカメラの性能等により、モニタリングの遅延および蓄積映像のコマ落ち等により蓄積等がなされない場合等があります。また、これにより発生する損害については、当社は責任を負いません。
11. 当社は、クラウドサービス上に蓄積された録画データが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害およびプラン変更時に録画データが引き継がれないことにより発生する損害については責任を負いません。

第6章 録画データの取扱い

第31条（録画データ）

1. 利用者が本サービスを通じて送信した録画データの知的財産権は、利用者または利用者に権利を許諾した者に帰属するものとします。利用者は IOPT CAM サービス規約第6条に定める禁止行為を行ってはならない。ただし、当社は、利用者が本サービスを通じて送信した録画データを、本サービスを運営する目的で利用することができるものとします。
2. 利用者は、当社に対し、本サービスを通じて送信した録画データについて、利用者が当社に対して前項ただし書に基づく利用許諾をするために必要な知的財産権その他の権原および権利を有することを表明し、かつ保証するものとします。
3. 当社は、利用者の事前の同意を得ずに、利用者が本サービスを通じて送信した録画データを第三者に提供しないものとします。ただし、次に定める場合には、当社は、利用者の事前の同意を得ずに、録画データを第三者に提供することができるものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 当社が本サービスを運営するために必要な範囲内において録画データの取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (6) 合併または分割による事業の承継に伴って録画データが提供される場合
4. 当社は、利用者が本サービスを通じて送信した録画データを、本サービスの運営に必要な範囲で閲覧することができるものとし、第28条（禁止事項）の規定、その他本規約等の規定に違反しているものと判断した場合には、利用者への何らの催告なしに、当該録画データの全部または一部を非公開または削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第7章 個人情報の取扱い

第32条（個人情報の取扱い）

- 1. 当社は、個人情報を、別途ホームページおよびオンライン上に掲示する「プライバシー・ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2. 当社は、利用者の個人情報を、本サービス提供以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供しないものとします。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - (1) 利用者に対し、当社の広告宣伝のための電子メール等を送付する場合
 - (2) 利用者から個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付する場合
 - (3) その他利用者の同意を得た場合
- 3. 当社は、刑事訴訟法第218条に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の義務を負わないものとします。
- 4. 当社は、利用者の個人情報に関する属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下、「統計資料」という）を作成し、新規サービスの開発等の業務遂行のために利用、処理することがあります。
- 5. 当社への個人情報の提供は、利用者の任意です。ただし、サービスの実施においてそれぞれ必要となる個人情報をご提供頂かない場合は、各々のサービスを受けられない場合があります。

第8章 その他

第33条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、当社に対し、以下の各号について保証し、かつ将来に亘ってもこれらを遵守することを誓約します。
 - （1）自己が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ）でなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと
 - （2）自己が、反社会的勢力と関係を有していないこと
 - （3）自己が、反社会的勢力を利用していないこと
 - （4）自己が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと
 - （5）自らまたは第三者を利用して、当社または当社の役職員、株主、親会社、子会社、関連会社、顧客、取引先その他の関係先（以下、これらを総称して「当社の関係先」という）に対し、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いないこと、ならびに、威力等を用いて当社もしくは当社の関係先の名誉や信用を毀損したり、業務を妨害しないこと
2. 当社は、利用者が前項に違反した場合には、利用者との間で締結した契約、協定、覚書その他一切の合意を、利用者に対し何らの催告を要することなく直ちに解除することができます。
3. 前項による解除は、当社が被った損害につき利用者に対し損害賠償を請求することを妨げません。また、同解除により利用者に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとします。

第34条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とします。

第35条（合意管轄）

本規約、この契約又は個別契約に関し紛議が生じたときは、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条（協議事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、利用者および当社は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。但し、紛争発生後1か月以内に協議が成立しない場合にはこの限りではありません。

附則

この利用規約は、2024年-4月1日から施行します。